

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 鈴 縫 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 鈴 木 一 良
(コード番号 1846 東証 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 遠 藤 正 伸
(TEL. 0294 - 22 - 5311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加することと、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴う変更および株主の権利行使の手続きの明確化のため、以下の通り変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第8条、第9条第1項、第11条第3項）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条第1項、第11条第3項）
- (3) 株主の皆様が権利行使に関する手続きを株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。（現行定款第12条）
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 土木、建築、上下水道ならびに管工事の請負、企画、設計、監理、施工およびコンサルティング業務</p> <p>(2) 不動産売買、仲介、賃貸借および管理</p> <p>(3) 水処理装置の設計、製作、監理、施工および販売</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4) ゴルフ場、レクリエーション施設、遊園地の経営および賃貸</u></p> <p><u>(5) 健康トレーニング施設、スポーツ施設および娯楽施設の運営</u></p> <p><u>(6) 宿泊施設の運営</u></p> <p><u>(7) 軽飲食店業ならびに各種食品、日用雑貨品、煙草およびスポーツ用品の販売</u></p> <p><u>(8) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(9) 居宅介護事業</u></p> <p><u>(10) 農産物の栽培、生産、加工および販売事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(11) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>② 本会社は、第8条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(4) 建設用資材の製造および販売</u></p> <p><u>(5) 産業廃棄物の処理事業</u></p> <p><u>(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(8)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(9)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(10)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(11)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(12)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(13) 石油、その他燃料類およびこれらの製品の販売</u></p> <p><u>(14) 損害保険代理業および自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業</u></p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本会社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ↳ (条文省略)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 本会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第13条 ↳ (条文省略)</p> <p>第46条</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ↳ (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 本会社の<u>株主権行使の手続</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第12条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第45条</p> <p>附則</p> <p>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱</p>

現行定款	変更案
	<p style="text-align: center;"><u>わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日（月）
定款変更の効力発生日 平成21年6月29日（月）

以 上